

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	中心市街地活性化に資する資産の買換え等の特例措置の廃止		
税目（条文番号）	所得税		
見 直 し の 内 容	<p>個人が、平成 23 年 12 月 31 日までの間に、認定中心市街地の区域外にある事業用の土地、建物等を譲渡し、当該区域内にある土地、建物等を取得して事業の用に供した場合、その譲渡価額の 80%について課税を繰延べる特例措置を、適用期限（平成 23 年 12 月 31 日）の到来をもって廃止する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 § 37、令 § 25⑪八</p>		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+8 百万円 （ _ 百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本特例措置は、中心市街地への都市機能集積を促進させることで、人と環境に優しいまちなか居住・コンパクトシティを実現し、中心市街地の活性化を図ることを目的として、中心市街地の区域外にある土地、建物等を譲渡し当該区域内にある土地、建物等を取得した場合の課税の特例措置として、平成 18 年度に創設されたものである。</p> <p>しかしながら、市町村が資産の出入りについて具体的な動向を把握することが困難であったことや、引き続き景気が低迷する中、中心市街地活性化計画に記載された施設に移転するに当たっては、売買契約ではなく、賃貸契約によることが多いこと等から、これまで適用実績が見られない状況が続いており、今後の適用も多くは見込めないため、「政策税制措置の見直しの方針」に従い、本特例措置について廃止するものである。</p>		

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	中心市街地活性化に資する資産の買換え等の特例措置の廃止		
税目（条文番号）	法人税		
見 直 し の 内 容	<p>法人が、平成 23 年 3 月 31 日までの間に、認定中心市街地の区域外にある事業用の土地、建物等を譲渡し、当該区域内にある土地、建物等を取得して事業の用に供した場合、その譲渡価額の 80%について課税を繰延べる特例措置を、適用期限（平成 23 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 § 65 の 7、令 § 39 の 7⑤八</p>		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+16 百万円 （ ___ 百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本特例措置は、中心市街地への都市機能集積を促進させることで、人と環境に優しいまちなか居住・コンパクトシティを実現し、中心市街地の活性化を図ることを目的として、中心市街地の区域外にある土地、建物等を譲渡し当該区域内にある土地、建物等を取得した場合の課税の特例措置として、平成 18 年度に創設されたものである。</p> <p>しかしながら、市町村が資産の出入りについて具体的な動向を把握することが困難であったことや、引き続き景気が低迷する中、中心市街地活性化計画に記載された施設に移転するに当たっては、売買契約ではなく、賃貸契約によることが多いこと等から、これまで適用実績が見られない状況が続いており、今後の適用も多くは見込めないため、「政策税制措置の見直しの方針」に従い、本特例措置について廃止するものである。</p>		